

障害福祉課所管事業について

平成29年9月

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

I

障害福祉課所管事業について

以下の地域生活支援事業(本資料では以下「川崎市単3事業」と明記)は障害福祉課が所管

- 移動支援事業** (移動支援／通学・通所支援／ふれあいガイド企画型)
「川崎市障害児・者移動支援事業実施要綱」
- 日中一時支援事業** (日中短期入所／障害児・者一時預かり)
「川崎市障害児者日中一時支援(日中短期入所)事業実施要綱」
「川崎市日中一時支援(障害児・者一時預かり)事業実施要綱」
- 生活サポート事業**
(あんしんサポート／生活サポート／ファミリーサポート
／障害児重度訪問支援)
「川崎市障害児・者生活サポート事業実施要綱」

II 利用者負担について

・川崎市単3事業については、障害福祉サービスと同様、原則利用者負担額は10%であるが、事業によっては自己負担割合が異なる。

・また、自己負担上限月額(負担上限管理)の対象とならない事業がある点にも留意されたい。この場合、受給者証に記載されている自己負担上限月額とは別に利用者負担が発生することとなる。

なお、自己負担上限月額とは別に利用者負担が発生する事業【下記の表において、負担上限月額対象事業⇒×(対象としない)場合】については、利用者に発行される受給者証の特記事項欄に、以下の但し書きが記載される。

「サービス名に利用者負担率の記載があるものは負担上限月額と別に負担額が生じます」

例:通学・通所支援(負担10%)

○移動支援事業

	利用者負担	負担上限月額対象事業
移動支援	10%負担	○(上限管理実施)
通学・通所支援	10%負担 (保護者の疾病・障害等)	×(対象としない)
	50%負担 (保護者の就労)	×(対象としない)
ふれあいガイド企画型	8%負担	×(対象としない)

○生活サポート事業

	利用者負担	負担上限月額対象事業
あんしんサポート	5%負担	×(対象としない)
生活サポート	10%負担	○(上限管理実施)
ファミリーサポート	10%負担	×(対象としない)
障害児重度訪問支援	10%負担	○(上限管理実施)

○日中一時支援事業

	利用者負担	負担上限月額対象事業
日中短期入所	10%負担	○(上限管理実施)
障害児・者一時預かり	10%負担	○(上限管理実施)

※いずれの事業も、生活保護世帯・非課税世帯については利用者負担なし。

Ⅲ

事業所の変更や更新の届出について

・変更届出書及び添付書類は、障害福祉サービス(障害計画課所管)と同様の書式を使用する

- ・書類の提出期限についても障害福祉サービスに準じる
変更の届出・・・変更後10日以内
事業の廃止及び休止の届出・・・休止・廃止の1か月前
指定更新・・・6年毎

(満了日にあたる月の15日までに所定の書類を提出)

・「変更届出書」の送付方法について、障害福祉サービス(障害計画課所管)提出分に、川崎市単3事業提出分を併せて郵送する場合(障害計画課宛て)は、転送できるようにクリアファイル等で分けて提出する

・事故発生時は、障害福祉課へ連絡の上、速やかに事故報告書を提出する(障害計画課指定の書式を準用する)

Ⅳ 請求事務について

○移動支援事業

・従業者の資格要件により減算規定あり【下記の表において、100/100でないものが、減算となる資格要件】

移動支援従業者としての資格要件		従業者減算の有無	身体介護加算減算の有無
ア	介護福祉士	無(100/100)	無(100/100)
イ	実務者研修修了者	無(100/100)	無(100/100)
ウ	居宅介護職員初任者研修過程修了者	無(100/100)	無(100/100)
エ	障害者居宅介護従業者基礎研修過程修了者	有(90/100)	無(100/100)
オ	介護職員初任者研修修了者	無(100/100)	無(100/100)
カ	重度訪問介護従事者養成研修課程修了者(全身性障害者及び全身性障害児への移動支援に限る。)	無(100/100)	有(50/100)
キ	行動援護従事者養成研修課程修了者(知的障害児者、精神障害者への移動支援に限る。)	無(100/100)	有(50/100)
ク	同行援護従業者養成研修(視覚障害児者への移動支援に限る。)	無(100/100)	有(50/100)
ケ	看護師又は准看護師	無(100/100)	無(100/100)
コ	川崎市移動支援事業等従事者養成研修過程修了者	有(90/100)	有(50/100)
サ	神奈川県ガイドヘルパー養成研修過程修了者又はこれに同等な研修を修了した者	無(100/100)	有(50/100)

※資格要件は、「川崎市障害児・者移動支援事業実施要綱」第15条に規定されている。

※減算対象の場合は、サービスコード表の「減」又は「(減)」のついているコードで請求すること。

- ・身体介護加算について（上限2時間）
（通学・通所支援において身体介護加算はない）

加算Ⅰ・・・身体介護（排泄・食事・衣類着脱・入浴）を行った時間数の合計

加算Ⅱ・・・障害支援区分3以上の知的障害者・精神障害者で、行動に係る支援が発生した際の実施時間数の合計

※行動に係る支援・・・外出先で問題行動を起こした際の本人及び周囲の安全確保と適切な対応、行動停止や強いこだわり等への対処などの支援

- ・身体介護を行う従業者の資格要件
原則として、先に示した表のアからオ及びケに定める資格の者が支援する（やむを得ず従事する必要がある場合は減算あり）。

～「川崎市障害児・者移動支援事業実施要綱」第15条抜粋～

第15条 本事業によるサービス提供者については、次のいずれにも該当することを要件とする。

- (1) 障害児・者の福祉に知識と理解を有している者
- (2) 障害児者の移動支援を安全かつ円滑に行うことのできる者で、次のいずれかに該当する者。

ア 介護福祉士

イ 実務者研修修了者

ウ 居宅介護職員初任者研修過程修了者

エ 障害者居宅介護従業者基礎研修過程修了者

オ 介護職員初任者研修修了者

カ 重度訪問介護従事者養成研修課程修了者（全身性障害者及び全身性障害児への移動支援に限る。）

キ 行動援護従事者養成研修課程修了者（知的障害児者、精神障害者への移動支援に限る。）

ク 同行援護従業者養成研修（視覚障害児者への移動支援に限る。）

ケ 看護師又は准看護師

コ 川崎市移動支援事業等従事者養成研修過程修了者

サ 神奈川県ガイドヘルパー養成研修過程修了者又はこれに同等な研修を修了した者

～「川崎市障害児・者移動支援事業実施要綱」別表一部抜粋～

*2 第15条(2)に定めるエ及びコの資格を有する者が第5条第1項第1号の支援を実施したときには、別表1の移動支援算定基準の100分の90を乗じた額を算定する。

*3 身体介護を実施したとき、次の支援に限り、実績に基づき、上記報酬単価に下記の加算を算定する。加算対象の身体介護の内容は、原則として、排泄介護、食事介護、衣類着脱、入浴介護とする。

尚、通学・通所支援において身体介護を実施した場合には、加算を算定しない。

- ①個別支援(移動支援) 30分ごとに50単位
- ②グループ支援 30分ごとに30単位

なお、区分3以上の知的障害者、精神障害者が行動する際に必要な支援を要するときには、上記加算額の他に個別支援について30分ごとに50単位、グループ支援について30分ごとに30単位を算定することができるものとする。

ただし、第15条(2)に定めるアからオ及びケに定める資格を有する者が支援にあたることを原則とし、これ以外の者が当該支援を実施したときには、上記算定基準の100分の50を乗じた額を算定する。

また、加算については2時間までを上限とする。

※上記は減算・加算について記載されたものを抜粋したものであるため、詳細は「川崎市障害児・者移動支援事業実施要綱」を確認されたい。

【移動支援事業 サービス提供報告書の記載について】

サービス提供報告書(移動支援事業)

サービス提供年月	平成	年	月
事業所番号			
事業者及びその事業所の名称			
契約支給量	時間	回(企画型)	

受給者証番号	
受給者氏名	
利用者氏名	

計画日時		提供日時		減算の有無	減算の理由(企画型の場合は事業名)、変更理由(変更がある場合のみ)	利用者負担額	
日付	曜日	日付	曜日			1割	単位:円
						提供者印	利用者確認印
							円

計画	時間	減算有り		減算無し		企画型
算定	時間	身体介護加算Ⅰ	身体介護加算Ⅱ	身体介護加算Ⅰ	身体介護加算Ⅱ	
計画	時間	時間	時間	時間	時間	回
算定	時間	時間	時間	時間	時間	回

受給者証を確認し
正しく記載

従業員の資格要件により減額あり
「有」又は「無」を記入

外出先・移動手段・状況などを記載
算定対象となる外出か確認
(事業所の車を利用しての外出は不可。公共交通機関での移動となっているか)

従業員の資格要件により減額あり50/100
1回のサービス提供時の身体介護実施時間合計(上限2時間)

川崎市移動支援事業の指定書に記載
されている指定番号を正しく記載

加算Ⅰ 身体介護
加算Ⅱ 行動に係る介護

枚中 枚目

○生活サポート事業

- ・利用者負担月額が0円の場合、サービスコード表のサービス内容略称に「A」のついたコードで請求を行う

生活サポート事業 の一例	提供時間	報酬基準	サービスコード
	あんしんサポート 1時間まで(A)	100単位	185001

○日中一時支援事業

- ・本サービスの支給決定を受けている利用者が、日中活動系サービスに係る障害福祉サービス等を利用した場合、報酬を算定することはできないが、やむを得ない事由が認められる場合にあっては、基礎単価について減算(80/100)により利用が認められている

障害児・者一 時預かり事業 の一例	提供時間	100分の80報酬基準	サービスコード
	4時間以下	418単位	231150
	4時間超6時間以下	558単位	231250
	6時間超	605単位	231350

日中短期入所 事業の一例	提供時間	100分の80報酬基準	サービスコード
	障害者 区分6 4時間以下	178単位	211146

V

請求事務について②

- ・サービス提供報告書の提出については、障害福祉サービス(障害計画課所管)同様、受給者番号順に並べた上でサービス提供月の翌月11日までに、郵送等で提出
- ・障害福祉サービス(障害計画課所管)提出分に、川崎市単3事業提出分を併せて郵送する場合(障害計画課宛て)は、転送できるようにクリアファイル等で分けて提出する
- ・質問⇒FAX質問票 障害福祉サービスと同様の書式を使用する
※個人名の記載は厳禁
- ・過誤申立⇒過誤申立書 障害福祉サービス同様の書式を使用する

VI

かながわシステムで多く見られる契約エラーコード上位4件

3203	<p>同一の利用者およびサービスで重複する契約が既に存在します</p> <p>原因 ①既に登録済の契約情報があること ②契約報告区分が誤っている など</p> <p>対応 ①同一の契約情報が登録されていることを確認 ②契約変更の場合、契約変更(前回契約終了)と契約変更(今回契約作成)の2つの情報を入力。契約終了の場合「契約終了」と入力する など</p>
3210	<p>利用者の支給決定が存在しないため登録できません</p> <p>原因 ①サービスコード等に誤りがある ②各(地)区の実給決定が遅れかながわシステムに情報が更新されていない</p> <p>対応 ①最新の受給者証、契約情報のサービスコード等を再確認 ②支給決定を行っている各(地)区に相談</p>

3090	<p>この契約量では利用者の合計契約量が決定支給量を超えるため登録できません</p> <p>原因 ①契約量が支給決定量を超えている ②他の事業者の契約内容によってエラーになっている など</p> <p>対応 最新の受給者証、受給者手帳を確認の上、支給決定量の範囲内で請求内容を調整。必要に応じ、事業所間で登録済の契約情報について調整を行う。</p>
3202	<p>存在しない利用者、または契約開始日が有効期間内ではないため登録できません</p> <p>原因 ①市区町村番号、受給者証番号または契約開始年月日が誤っている ②各(地)区の実給決定が遅れかながわシステムに情報が更新されていない</p> <p>対応 ①契約情報の受給者証(市区町村番号、受給者番号等)の確認 ②翌月の請求期間までお待ちいただくことがある</p>

VII

かながわシステムで多く見られる請求エラーコード上位4件

9534	<p>契約情報が登録されていません。</p> <p>原因 ①請求情報の事業者番号や受給者証番号、サービスコード等が誤っている ②契約情報の登録漏れやエラー ③サービス提供年月が契約情報の契約期間外となっているなど</p> <p>対応 ①請求情報の事業者番号や受給者証番号、サービスコード等確認 ②契約情報を登録後、請求情報を再登録 ③請求情報のサービス提供年月を確認 など</p>
9553	<p>受給者証番号・事業所番号・サービス提供年月が同一の請求履歴があります。</p> <p>原因 すでに支払済の請求情報(を再度請求しようとしている)</p> <p>対応 過誤申立を行う予定にも関わらず未だ行っていない場合や、サービス提供月を更新しないまま請求を行っているなどが考えられるため、再度請求情報を確認。</p>

9523	<p>支給決定情報が登録されていません。</p> <p>原因 ①サービス提供年月、サービスコードや事業区分等の誤り ②かながわシステムに該当する事業所情報が登録されていない など</p> <p>対応 ①請求情報のサービス提供年月、サービスコードや事業区分等を再確認 ②障害福祉課に相談</p>
9535	<p>サービス提供量が当月契約量を超えています。</p> <p>原因 サービス提供量の誤り</p> <p>対応 請求情報を再確認(サービス提供量は契約内容の契約支給量以下となっていること)</p>

※同一のエラーコードでも、エラーメッセージとして表示されている内容以外の原因、理由がある場合有

そのため、かながわシステムの「操作マニュアル」を積極的に活用されたい

VIII

日中一時支援事業(障害児・者一時預かり事業)要綱改正について

制度改正の背景

・利用者の年齢層の拡大

⇒障害者【成人】の利用増に伴う対応が求められる

(参考)障害児・者一時預かり事業受給者数における障害者の割合

	割合
平成27年6月時点	25.6%
平成28年6月時点	30.3%
平成29年6月時点	35.5%

2年間で10%上昇

・上記を踏まえ、定員数にあわせた支援体制の確保をすすめる必要がある

制度改正の方向性

【現行】

新規指定事業所については、対象者を「障害児(主たる対象者)」から「障害児及び障害者」に拡充した

【方向性】

次年度(H30年度)に、

①「従たる事業所」の設置規定を廃止する

理由)定員数にあわせた支援体制の確保

なお、従たる事業所を置いている事業所については、一定の経過措置を設ける

また、経過措置期間における今後の見通しについては、H29. 10以降各事業所毎に調整を行う

②一定の要件を備えた生活介護事業所に対し、営業時間後の障害児・者一時預かり事業の指定を認める理由)障害者の利用増に対応する

①および②(指定を認める一定の要件)について、改正内容の詳細はH29年度末に川崎市ホームページに掲示します

Ⅸ その他留意事項

- ・利用者の安全確保のために
- ・利用料金の請求書については内訳を明確にすると同時に、利用者(支給決定障害者等)に対し、領収証を必ず発行する